

父母の離婚を経験した大学生が語る

面会交流（２）

——インタビュー内容の質的分析の結果から——

青 木 聡

I 研究の背景と目的

父母の離婚を経験した子どもは、面会交流について何をどのように語るのだろうか。

「民法等の一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 61 号）が 2012 年 4 月 1 日に施行されてから、早 5 年目に入る。改正後の民法第 766 条では、父母が協議上の離婚をするときに協議で定める「子の監護について必要な事項」の具体例として、「父又は母と子との面会及びその他の交流」（面会交流）と「子の監護に要する費用の分担」（養育費の分担）が明示され、さらに「子の監護について必要な事項」を定めるに当たっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と明記された。

この法改正を受け、離婚届に面会交流と養育費の「取り決め」のチェック欄が設けられたが、「取り決め」の有無は離婚届受理の要件ではない。そのため、法務省が取りまとめた「協議離婚時の面会交流と養育費の取り決め状況調査（2015 年度）」によると、未成年の子どもがいる父母の協議離婚の届け出件数 12 万 3190 件のうち、面会交流について「取り決めをしている」とチェックしたのは 7 万 7630 件（63.0%）で、養育費の分担について「取り決めをしている」とチェックしたのは 7 万 7061 件（62.6%）と、いずれも 6 割程度にとどまっている（週刊金曜日、2016）。そこで法務省（2016）は、面会交流と養育費の「取り決め」を促進するため、2016 年 10 月 1 日

より、パンフレット「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ & A」を、全国の市区町村の窓口で離婚届用紙と同時に交付し始めた。

しかし、高葛藤の父母が「取り決め」について話し合うことは容易ではなく、「子の利益」を考慮するどころか、面会交流の是非や頻度についてお互いの身勝手な意見をぶつけ合い、かえって紛争性が高まってしまう場合もある。面会交流の支援者は、「子の利益」を常に念頭に置いて支援しなければならないが、わが国では「子の利益」を考慮するための離婚と子どもに関する基礎研究が不足しており、とりわけ父母の離婚を経験した子どもの視点から見た面会交流について検討した実証的研究は皆無である。そのため、“面会交流の支援者”が実証的根拠のない個人的意見を押し付けることによって、父母の紛争をかえって煽り、面会交流を困難にしている事例も少なくない。

そこで本研究では、父母の離婚を経験した大学生に対してインタビュー調査を行い、子どもの視点から見た面会交流について検討する。別稿(1)(青木、2016)では、インタビューに基づいた統計解析の結果を報告し、本稿(2)でインタビュー内容の質的分析の結果を報告する。

II 方法

(1) インタビュー調査協力者

父母の離婚を経験した大学生計21名、平均年齢20.91歳(標準偏差2.28):男性9名、平均年齢21.56歳(標準偏差2.60) / 女性12名、平均年齢20.42歳(標準偏差1.98)。

インタビュー・データから抽出された各事例の「年齢」「性別」「別居年齢」「別居直後の生活(同居者)」「面会交流の有無」「養育費の有無」「離婚の種類」「同居親による悪口の有無」「別居親からのアプローチの有無」「再婚の有無」について一覧表にした(表1)。

インタビュー調査協力者の募集にあたっては、関東圏の複数の私立大学でフライヤーを配布した。フライヤーには、①インタビュー調査の協力者(父母の離婚を経験した大学生)を募集していること、②インタビューは面会交

流にまつわる経験について時系列で聴き取る簡単な内容であること、③面会交流の頻度は問わないこと、また面会交流が中断していても、一度も実施されたことがなくてもかまわないこと、を記した。

なお、筆者が担当する授業を履修中の学生については、調査協力の応募があってもインタビュー調査協力者に含めていない。

(2) インタビュー内容

インタビューは筆者が1対1の半構造化面接で行った。

インタビュー・ガイドの大項目は、①基本属性、②父母関係、③別居の経緯、④離婚の経緯、⑤面会交流、⑥養育費、⑦自分への影響、⑧自分を支えたサ

表1 インタビュー調査協力者の一覧表

	事例1	事例2	事例3	事例4	事例5	事例6	事例7
年齢	19	19	19	19	19	19	20
性別	女	男	女	女	男	女	女
別居年齢	0歳	11歳	2歳、10歳	5歳	1歳	4歳	2歳
別居直後の生活	母、自分	母、4人きょうだい	母、3人きょうだい	母、2人きょうだい	母、自分、祖父母 曾祖父母	母、2人きょうだい	母、2人きょうだい
面会交流	なし	14歳～：月1	11歳～15歳：週1 その後なし	5歳～15歳：月1 その後なし	なし	6歳～12歳：年1 その後なし	2歳～15歳：年1、2 その後なし
養育費	なし(知らない)	あり(1人3万/月)	あり(2人5万/月)	あり(2人300万/年)	なし	なし(払わない)	なし(払わない)
離婚の種類	調停	調停	調停	調停	知らない	調停	知らない
悪口	あり	なし	あり	あり	あり	あり	あり
アプローチ	なし(知らない)	あり	なし	なし	なし	なし	あり(母拒否)
再婚	あり (6歳、同居母)		あり (2～10歳、別居義父)				
	事例8	事例9	事例10	事例11	事例12	事例13	事例14
年齢	22	21	27	21	21	24	21
性別	男	女	男	女	男	男	女
別居年齢	13歳	18歳	4歳	17歳	19歳	9歳	11歳
別居直後の生活	母、3人きょうだい	一人暮らし	母、2人きょうだい	父、自分	母、3人きょうだい 祖母	父、2人きょうだい 祖母	母、2人きょうだい 叔母
面会交流	13歳～：年2	18歳～：年4	なし(1、2回)	18歳～：月1	19歳～：月1	9歳～：月1	11歳～：月1
養育費	なし(知らない)	あり(学費)	なし(知らない)	なし	あり(金額不明)	あり(金額不明)	あり(金額不明)
離婚の種類	協議	協議	知らない	調停	調停	調停	協議
悪口	なし	なし	あり	なし	あり	なし	なし
アプローチ	あり	あり	なし(知らない)	あり	あり	あり	あり
再婚			あり (9歳、同居母)				
	事例15	事例16	事例17	事例18	事例19	事例20	事例21
年齢	20	22	19	20	21	26	20
性別	男	男	女	女	女	女	男
別居年齢	1歳	10歳	18歳	0歳	13歳	1歳	8歳
別居直後の生活	母、2人きょうだい 祖父母	父、自分	母、2人きょうだい	母、自分、祖父母、 伯父、伯母、叔母	母、2人きょうだい	母、自分、祖父母	母、2人きょうだい
面会交流	なし	なし	なし	なし	17歳～：月1 18歳～：週1	なし	なし(2回)
養育費	あり(金額不明)	なし(知らない)	なし(払わない)	あり(8万/月)	なし(払えない)	なし(知らない)	なし
離婚の種類	知らない	協議	協議	裁判	知らない	裁判	協議
悪口	あり	あり	あり	あり(祖父母)	なし	あり	あり
アプローチ	なし(知らない)	あり	なし	なし(知らない)	あり	なし	なし
再婚	あり (4歳、同居母)			あり (7歳、別居父)		あり (6歳、同居母)	あり (14歳、同居母)

ポート源、の8項目(小項目は25項目)であった(表2)。インタビュー時は、父母の離婚と面会交流の話を中心に、インタビュー調査協力者の自由な発言にあわせてインタビュー・ガイドの各項目について順不同で聞き取った。

表2 インタビュー項目

①基本属性	<ul style="list-style-type: none"> ・性別 ・年齢
②父母関係	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の関係はどのように見えていたか(離婚前後)
③別居の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・別居時の年齢/別居前後の家族構成(同居者) ・別居はどのように/いつ説明されたか ・別居理由/別居期間 ・別居についてどのように思っていたか
④離婚の経緯(再婚の経緯)	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚時(再婚時)の年齢/離婚前後の家族構成(同居者) ・離婚(再婚)はどのように/いつ説明されたか ・離婚理由(協議、調停、裁判) ・離婚(再婚)についてどのように思っていたか
⑤面会交流	<ul style="list-style-type: none"> ・面会交流はどのように/いつ説明されたか ・面会交流についてどのように思っていたか ・面会交流の前日/当日/後日の経験 ・面会交流の頻度/連絡手段/送迎手段/内容 ・面会交流が途絶えた期間はあるか/取り決めの有無 ・同居親/別居親の面会交流に対する態度
⑥養育費	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費はどのように/いつ説明されたか ・養育費の金額 ・同居親/別居親の養育費に対する態度
⑦自分への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・父母の離婚(別居/再婚)が自分に与えた影響 ・面会交流の影響 ・養育費の影響
⑧自分を支えたサポート源	<ul style="list-style-type: none"> ・一連の経過において自分を支えたサポート源 ・どのようなサポートがあったか

(3) インタビュー時期と場所

インタビュー時期は、2014年10月～11月および2015年10月～11月。インタビューは、大学構内にある筆者の個人研究室で行った。インタビューの所要時間は、説明等を除いて1人61分～89分（平均約70分）であった。

(4) 倫理的配慮

本研究は大正大学倫理委員会の研究倫理審査で承認を受けている（承認番号：14-研8）。

インタビュー開始前に、インタビュー調査協力者に「研究協力の同意書」を手渡して、①研究の趣旨、②研究成果の公表、③研究協力の任意性と協力中断の自由、④インタビュー・データの取り扱い、⑤プライバシーの保護、の5点について、同意書を読み上げながら十分に説明し、質問を受け、本人の理解と納得を得た後に、同意書に署名してもらった。

インタビュー・データについては、逐語録の作成段階で個人情報（人名や地名等）を完全に符号化して、「連結不可能匿名化」の措置を講じた。個人を識別できる情報は、分析にかける逐語録に含めていない。インタビューの録音データは、施錠棚で厳重に保管し、逐語録の作成直後に消去した。

III 結果

分析1：「離婚の影響」「面会交流」についての語りの分析

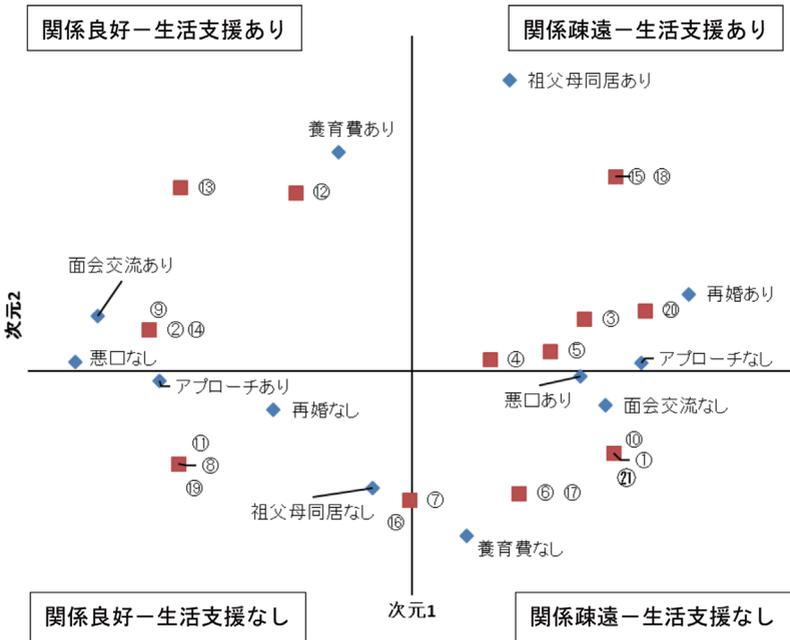
Thematic Qualitative Text Analysis（Kuckartz、2014 以下、TQTAと略）の手順を参考に、インタビュー・データのうち、「父母の離婚（別居／再婚）が自分に与えた影響」と「面会交流」についての語りを分析した。①まず、インタビュー・データを精読し、重要な意味のまとまりごとに切片化した。②切片化したデータから語られている主題を特定し、メインカテゴリーとした。③すべての切片化したデータを、語られている主題に基づいて、メインカテゴリーの下に分類した。④さらに、メインカテゴリーごとに、そこに含まれる切片化したデータを分類し、サブカテゴリーとした。以上の分析

は、筆者を含む3名の臨床心理士の合議で行なった。

分析2：類型別典型例の語りの比較

数量化理論第Ⅲ類による分析（青木、2017：図1参照）で明らかになった、「子どもと別居親の関係（疎遠—良好）」と「子どもに対する生活支援（あり—なし）」を判別軸とした4類型（「Ⅰ：関係疎遠—生活支援あり」「Ⅱ：関係良好—生活支援あり」「Ⅲ：関係良好—生活支援なし」「Ⅳ：関係疎遠—生活支援なし」）において、原点からほぼ等距離に位置している各類型の典型例（事例15、13、8、1）を選び出し、各事例の「面会交流」についての語りをメインカテゴリーごとに比較した。

図1 親子関係と生活支援に基づく4類型（青木、2016）



(1) 離婚の影響

父母の離婚を経験した大学生が「父母の離婚（別居／再婚）が自分に与えた影響」についてどのように捉えているかを探索的に検討するため、「父母の離婚（別居／再婚）が自分に与えた影響」についての語りをTQT Aの手順を参考に分析した。

その結果、10のメインカテゴリー（＜離婚に対する思い＞＜両親に対する思い＞＜別居親に対する思い＞＜同居親に対する思い＞＜恋愛・結婚・子育ての不安＞＜苦しい生活（経済面）＞＜離婚後の生活の重荷＞＜自分の性格の変化＞＜家族関係への影響＞＜再婚＞）と71のサブカテゴリーが抽出された（表3）。

出現率が高いサブカテゴリー（第5位まで：50%以上）は、父母の離婚が子どもに与える影響を端的に示していると考えられる（表4）。それをまとめると、本研究のインタビュー調査協力者（父母の離婚を経験した大学生）の過半数は、「自分にとってはひとり親の生活が普通だった（離婚を特別に意識したことはない）」と感じているが、「なんで離婚したのか知りたい（離婚の説明を聞きたい）」「別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい」と思っている。また、「（経済面で）生活が苦しかった」「家事をやらされて負担だった」という経験を持っている。さらに、離婚をめぐる「父母のケンカ」や、「同居親の愚痴の聞き役」および「別居親に関する悪口を聞かされること」が嫌だったという思いを抱いている。

表3 離婚の影響：分析結果

*網掛けは出現率第5位以内

	合計 n = 21	%	面会交流あり n = 8	面会交流なし n = 13
＜離婚に対する思い＞				
何で離婚したのか知りたい（離婚の説明を聞きたい）	18	86%	6	12
自分にとってはひとり親の生活が普通だった（離婚を特別に意識したことはない）	17	81%	5	12
父母のケンカが嫌だった	13	62%	4	9
離婚してほしくなかった	8	38%	3	5
自分のせいで離婚したと思ってしまう（そうではないと分かっているが）	8	38%	5	3
今でも父母が仲直りしないかと思う	8	38%	4	4
離婚してくれて安心した	8	38%	3	5

父母の離婚が恥ずかしかった(肩身が狭かった)	8	38%	3	5
家族のいい思い出がない	8	38%	3	5
離婚は家族全体に好影響だった(生活が落ち着いた)	7	33%	3	4
離婚の影響は特でない	6	29%	0	6
突然の離婚に驚いた	4	19%	2	2
離婚の話をできる人がいなかった	4	19%	2	2
離婚するぐらいなら、産んでほしくなかった	1	5%	0	1
離婚のことを気にしている(離婚のニュースなどが目に入る)	1	5%	1	0
＜両親に対する思い＞				
両親に対する不信感や気まずい思いが強まった(親子関係に距離を感じる)	8	38%	6	2
学校行事に両親が来なかったことは悲しかった	7	33%	3	4
＜別居親に対する思い＞				
別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい	16	76%	5	11
別居親に会いたいと思わなかった(別居親がいないのが普通だった)	9	43%	2	7
別居親像が分からない	6	29%	0	6
学校で別居親の話題が出る(別居親のことを詮索される)ことが嫌だった	6	29%	2	4
別居親に会ってみたいかった	5	24%	1	4
別居親の親戚に対する遠慮や距離ができた	5	24%	1	4
別居親が嫌いだった/憎い	5	24%	0	5
別居親がどこで何をしているのか気になっていた	4	19%	1	3
突然別居親と会えなくなったのでつらかった	4	19%	2	2
養育費を支払ってくれたことに感謝している	4	19%	2	2
別居親を理想化した	4	19%	1	3
父母が離婚しても別居親に会える人がうらやましい	4	19%	0	4
別居親と会っていないことに罪悪感があった	2	10%	0	2
＜同居親に対する思い＞				
別居親に関する悪口を聞かされるのが嫌だった	15	71%	2	13
同居親の愚痴の聞き役が嫌だった	13	62%	2	11
同居親に対して気を遣った/同居親が疲れているのでいろいろ我慢した	7	33%	5	2
同居親に対する感謝の気持ちが大きい	7	33%	2	5
家にいるより学校へ行きたかった(家の居心地が悪かった)	4	19%	3	1
父母が離婚していない人よりも同居親と仲良し(友達親子)	4	19%	1	3
同居親に対する反抗期が激しかった	4	19%	2	2
同居親の前では別居親の話がタブーだった(家庭内に緊張感)	4	19%	0	4
別居親の写真を処分されてショックを受けた/許せない	3	14%	1	2
別居親の生活を報告させられるのが嫌だった	1	5%	1	0
＜恋愛・結婚・子育ての不安＞				
世代間連鎖が気になる(自分も離婚するのではない)	9	43%	3	6
自分の異性関係に影響があった(異性が苦手/恋愛にしり込みする)	7	33%	4	3
結婚に対する忌避感がある	5	24%	2	3
自分の子どもには似たようなつらい思いをさせたくない	4	19%	2	2
自分は絶対に離婚したくない	4	19%	2	2
どうやって親になったらいいの分からない	3	14%	1	2
＜苦しい生活(経済面)＞				
生活が苦しかった	18	86%	5	13
養育費/生活費が気になった	10	48%	2	8

＜離婚後の生活の重荷＞				
家事をやらされて負担だった	15	71%	6	9
自分が父母の連絡の伝言役になっていた	5	24%	5	0
離婚のことでいじめられた／からかわれた	4	19%	0	4
不登校になった	4	19%	2	2
引越しが嫌だった	3	14%	2	1
名字が変わって嫌だった	3	14%	2	1
離婚後に虐待された	2	10%	0	2
＜自分の性格の変化＞				
一人でがんばる性格になった	8	38%	3	5
いつもなんとなく寂しかった	7	33%	3	4
性格が暗くなった（前向きになりたい）	4	19%	1	3
対人不信がある／対人依存がある	4	19%	1	3
親の離婚がトラウマになっている	3	14%	2	1
＜家族関係への影響＞				
きょうだい関係が悪くなった	5	24%	4	1
祖父母の影響が大きい（祖父母に育てられた）	5	24%	1	4
祖父母から別居親に関する悪口を聞かされるのが嫌だった	3	14%	0	3
祖母と母のケンカが嫌だった	3	14%	0	3
ペットを溺愛した	2	10%	2	0
＜再婚＞%の分母は再婚数 親の再婚:n = 7（別居親2、同居親5）				
親の再婚で別居親のことを考えるようになった	7	100%	0	7
再婚の説明をしてほしかった	5	71%	0	5
経済的に安定した	5	71%	0	5
同居親の再婚で家の居心地が悪くなった	5	71%	0	5
継親という関係を築けなかった	4	57%	0	4
継親がいい人でよかった	2	10%	0	2

表4 離婚の影響：サブカテゴリーの出現率第5位まで（50%以上、同率含む）

出現率第5位まで（50%以上、同率含む）	人数	割合
何で離婚したのか知りたい（離婚の説明を聞きたい）	18	86%
生活が苦しかった	18	86%
自分にとってはひとり親の生活が普通だった（離婚を特別に意識したことはない）	17	81%
別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい	16	76%
別居親に関する悪口を聞かされるのが嫌だった	15	71%
家事をやらされて負担だった	15	71%
父母のケンカが嫌だった	13	62%
同居親の愚痴の聞き役が嫌だった	13	62%

(2) 面会交流について

父母の離婚を経験した大学生が「面会交流」についてどのように捉えているかを探索的に検討するため、「面会交流」についての語りをTQT Aの手順を参考に分析した。

その結果、8つのメインカテゴリー（＜面会交流の是非についての意見＞＜取り決めの必要性＞＜別居親に対する思い＞＜同居親に対する思い＞＜子

どもの意思><面会交流を行わない理由><面会交流についての要望><相談できる相手/専門的支援の必要性>)と62のサブカテゴリーが抽出された(表5)。

出現率が高いサブカテゴリー(第5位まで:50%以上)によると(表6)、本研究のインタビュー調査協力者(父母の離婚を経験した大学生)の過半数は、「面会交流は必要だと思う/別居親とは会うべき」という意見を持ち、「面会交流の説明を聞きたかった」「別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい」と思っている。面会交流の実施にあたっては、「子どもの意思を尊重してほしい」と考えている一方で、「父母に面会交流の取り決めをしてほしい」「面会交流には別居親からのアプローチが必要」「同居親が促してくれないと別居親に会いにくい」という思いを抱いている。また、同居親に対して、「別居親の悪口を言わないでほしい」と感じている。

表5 面会交流について:分析結果

*網掛けは出現率第5位以内

	合計 n = 21	%	面会交流あり n = 8	面会交流なし n = 13
<面会交流の是非についての意見>				
面会交流は必要だと思う/別居親とは会うべき	17	81%	8	9
離婚以前の親子関係が重要	4	19%	1	3
子どもが小さいときから会わせるべき	3	14%	2	1
子どもが会いたいと言うまで会わせなくてよい	3	14%	1	2
虐待があるときは会わせない方がよい	2	10%	0	2
記憶もない別居親と会う必要があるのか疑問	1	5%	0	1
<取り決めの必要性>				
父母に面会交流の取り決めをしてほしい	13	62%	5	8
面会交流の説明を聞きたかった	12	57%	4	8
特に取り決めなくても、子どもが会いたいときに会えるのがいい	6	29%	4	2
面会交流のスケジュールを事前に教えてほしかった(いつ会うのか気になる)	4	19%	3	1
突然の別居/離婚はよくない	1	5%	0	1
面会交流のことでめめないでほしい	1	5%	0	1
<別居親に対する思い>				
別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい	16	76%	5	11
面会交流には別居親からのアプローチが必要	12	57%	3	9
別居親に会いたいと思わなかった(別居親がいないのが普通だった)	9	43%	2	7
別居親と会えないのは寂しい	6	29%	2	4
機会があったら別居親に会ってみたい	5	24%	1	4
会いたい気持ちはあったが自分からは会いに行きにくい	5	24%	0	5

どうい人物が興味はある（一緒に住みたい、面会交流したい、とは思わない）	4	19%	0	4
誕生日に祝ってもらえるのが嬉しかった	4	19%	3	1
別居親と会うのがつらかった	3	14%	1	2
養育費を払わないなら会いたくない	3	14%	1	2
別居親とは話しづらい	3	14%	3	0
離婚してからの方がよく話す（面会交流があるから）	3	14%	3	0
別居親と会っていないことに罪悪感があった	2	10%	0	2
別居親に愛されている実感がある	1	5%	1	0
別居親を自分の人生から消したい	1	5%	0	1
<同居親に対する思い>				
別居親の悪口を言わないでほしい	15	71%	2	13
同居親が促してくれないと別居親に会いにくい	12	57%	4	8
同居親の機嫌を損ねないように気をつけていた	6	29%	4	2
面会交流よりも同居親と助け合って生活することの方が大切	4	19%	0	4
同居親の同席が助かった	4	19%	1	2
同居親の同席が嫌だった	2	10%	2	0
<子どもの意思>				
子どもの意思を尊重してほしい	16	76%	7	9
子どもの意思で自由に連絡をとれるようにしてほしい	4	19%	3	1
もっと普通に会いたいときに会いたかった	2	10%	2	0
別居親が嫌とかではなく単純に会いたくない日もあった	1	5%	1	0
<面会交流を行わない理由>				
連絡先を知らない	8	38%	0	8
今さら会いにくい	4	19%	0	4
親の再婚で面会交流が難しくなった	3	14%	0	3
住所の距離が遠いと会いたくても会えない	2	10%	0	2
面会交流は面倒くさかった	2	10%	1	1
面会交流が嫌だった／怖かった	2	10%	1	1
面会交流のイメージがない	2	10%	0	2
会いたいと思わないときは会わない	2	10%	2	0
経済的に余裕がないと会えない	1	5%	1	0
<面会交流についての要望>				
面会交流よりも友人関係を重視したい時期がある	8	38%	6	2
自由にいろんな場所に行きたい	8	38%	7	1
ディズニーランドに行きたい	2	10%	2	0
家に泊りに行きたい	2	10%	2	0
旅行に行きたい	2	10%	2	0
毎回ファミレスではつまらない	2	10%	1	1
もっと世の中に広めた方がいい	5	24%	2	3
面会交流では楽しませてほしい（会い方の工夫が必要）	4	19%	3	1
もう一人の親の近況について聞かれたくなかった	3	14%	1	2
祖父母に会いたかった	2	10%	2	0
親族と会えたのがよかった	1	5%	1	0
ペットに会いたかった	1	5%	1	0
<相談できる相手／専門的支援の必要性>				
父母の連絡の伝言役になっていた	5	24%	5	0
面会交流のことできょうだい関係が悪くなった（面会交流の話ができなくなった）	5	24%	4	1
面会交流のことで相談できる専門家が必要（親に話しにくい）	5	24%	3	2
よく祖母に話をきいてもらっていた	4	19%	1	3

最初は慣れるまで面会交流前後に子どものケアが必要	3	14%	3	0
同じ経験をした友達の存在が大きかった(面会交流について話げできた)	2	10%	2	0
面会交流は楽しかったのに、つまらなかったふりをしていた	1	5%	1	0
面会交流を使って父母の仲直りをねらっていた	1	5%	0	1

表6 面会交流について：サブカテゴリーの出現率第5位まで(50%以上、同率含む)

出現率第5位まで(50%以上、同率含む)	人数	割合
面会交流は必要だと思う/別居親とは会うべき	17	81%
別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい	16	76%
子どもの意思を尊重してほしい	16	76%
別居親の悪口を言わないでほしい	15	71%
父母に面会交流の取り決めをしてほしい	13	62%
面会交流の説明を聞きたかった	12	57%
面会交流には別居親からのアプローチが必要	12	57%
同居親が促してくれないと別居親に会いにくい	12	57%

(3) 類型別典型例の語り

「子どもと別居親の関係(疎遠-良好)」と「子どもに対する生活支援(あり-なし)」を判別軸とした、親子関係と生活支援に基づく4類型における典型例(事例13、8、15、1)の語りをマトリックス表に整理した(表7)。関係良好の2人(事例13、8)と、関係疎遠の2人(事例15、1)の語りを比較すると、いくつかの項目で特徴的な差異がみられた。

<面会交流の是非についての意見>では、関係良好の2人は、離婚前後の親子関係の連続性について語っている。事例13は離婚後に家族みんなで家族旅行に何回も行ったこと、事例8は離婚前に父親と一緒に休日遊んだ思い出を語り、面会交流に対する肯定的な評価と結びつけている。一方、関係疎遠の2人は、(別居時の年齢が乳児期であったこととも関係するのだろう)、面会交流を親の責任・義務としている。

<取り決めの必要性>では、関係良好の2人が「特に取り決めとかなくても、子どもが会いたいときに会えるのがいい」と、「取り決め」よりも子どもの意思を尊重することについて述べているのに対して、関係疎遠の2人は「ちゃんと面会交流の説明を聞きたかった/面会交流の取り決めはすべき」「ちゃんと面会交流の取り決めをしてほしい」と、父母が面会交流で主導的役割を担う必要性を述べている。

<別居親に対する思い>では、関係良好の2人であっても「微妙な距離感」

「話しづらさ」「寂しさ」を感じていることが明らかになった。一方、関係疎遠の2人は異口同音に「別居親が自分のことをどう思っているのか聞きたい」と語り、「父から会いたいと言ってくれたらよかったのに、なぜそうしなかったのか聞きたい」「なんで会いに来なかったのか気になっている」と述べている。

〈同居親に対する思い〉では、4事例すべてで、同居親への気兼ねについて語られた。同居親の態度や発言によって、「会いたい」と言いにくくなることが述べられている。

〈子どもの意思〉でも、4事例すべてで、子どもの意思を尊重すべきであると語られた。とくに、関係良好の2人は、自分で自由に別居親と連絡を取っていることを語っている。

〈面会交流を行わない理由〉〈面会交流についての要望〉では、関係良好／関係疎遠の違いによる特徴は見いだせず、各自の語りが個別的であった。

〈相談できる相手／専門的支援の必要性〉では、「親には話せないこともあった」(事例13)「母に言いにくいから」(事例15)「母が父のことを嫌いなので、会いたい気持ちを話せる相手がいなかった」(事例8)と、父母以外の相談できる相手の必要性が語られると同時に、「家の権利を移す重要な書類の連絡」(事例8)「父を捜してくれたりとか、連絡してくれたりとか」(事例15)と、単なる相談できる相手ではない専門的支援の必要性が語られた。

表7 類型別典型例の語り

	関係良好—生活支援あり 事例13(男)	関係良好—生活支援なし 事例8(男)	関係疎遠—生活支援あり 事例15(男)	関係疎遠—生活支援なし 事例1(女)
別居時の年齢	9歳	13歳	1歳	0歳
別居時の同居親	父 祖母同居 (1年後から母と同座)	母	母 祖父母同居 (4歳時に母再婚)	母 (6歳時に母再婚)
面会交流	月1+a (10日に一回程度)	年2+a	なし	なし
面会交流の是非についての意見	面会交流は絶対に必要だと思う。離婚しても、子どもが会いたいたときに会えるのがいい。僕は離婚後にも家族みんなで家族旅行に何回も行ったが、子どものことを思ってそういうふうにしてくれるのが普通になった方がいい。自分には父親も母親もいるという感じがするから。	面会交流は全然いいことだと思う。子どもは親と会った方がいい。僕は小学校のときの記憶が結構あるんで、父親と一緒に休日遊んだなあとか、そういう記憶があって、その流れで面会交流をしやすかった。離婚する前の親子関係の思い出は大きいと思う。	子どもが親に会いたいたいと思っているんだったら、すごくいいことだから会えよと思う。うちみたいに小さい頃に離婚したときは、親が責任を持って小さいときから会わせるべき。	子どもがほんの少しでも、お父さん、お母さんに会いたいたいと思うなら、会わせよと思う。それが親の義務というか、当然するべきことだと思うので、面会交流はした方がいいと思う。とくに、子どもが小さいとか、再婚とかによって、会えるか会えないか左右されやすいと思うので、そのときこそ、親が面会交流を続けるように努力してほしい。そうでないと、会えないままになってしまう。

<p>取り決めの必要性</p>	<p>特に取り決めがなくても、子どもが会いたいときに会えるのがいい。それが無理なら、子どもからすると、面会交流や養育費の話しや取り決めは絶対必要だと思う。うちの両親、両親が、離婚はしたけれども、離婚後もいろいろなことを話し合いながら育ててくれた。その点は尊敬している。</p>	<p>うちみたいに、いつ会うとか特に決まなくて、子どもの意思を尊重して子どもが会いたいときに会うっていうのが、子どもにとって楽だし、一番いい形なんじゃないかなと思う。</p>	<p>会うことなんて思ひもしなかったから、ちゃんと面会交流の説明を聞き取った。説明があったら、会いに行っていたと思う。面会交流の取り決めはするべき。</p>	<p>うちを取り決めてみてから面会交流しなかったんだと思うと、ちょっと悲しい。別れるときに、両親がちゃんと面会交流の取り決めをしてほしい。</p>
<p>別居親に対する思い</p>	<p>ひと駅くらいに住んで家が近いので、頻繁にうちに来て食事をするし、父親の方の家に遊びに行ったりご飯を食べたり。毎週ではないけど10日に一回ほど会っているの離婚した感じがしない。それで、離婚しているの、微妙な距離感というか、話している部分はある。でも、面会交流があったので、離婚してからの方より話しているし、文脈はまあ、要されているなぁという実感があがる。</p>	<p>もともとあまり家にいなかった人なので、離婚してもあまり気にならない。まあ、少なくとも住み慣れたんは、家族で遊びに行ったりかがあったんで、最初はそういうのが急になると、会えなくて寂しいとは思ってた。でも、誕生日にはちゃんと祝ってもらって嬉しかったし、いつでも自分と連絡できるので、安心していた。会うときも、母親は関係なく、自分で直接連絡して決めていた。</p>	<p>高校生のときに、友達に「会ってみたら？ 会ってみるのもいいんじゃない？」みたいな感じで言われて、会ってみたいと思うようになった。それまでは会いたいと思わなかったし、会いたい気持ちもなかったし、かもしれなかった。自分からは会いに行くことも考えもしなかった。もし会えたら、父が嫌なことをどう思っているのかが聞きたい。父から会いたいと言ってくれたらよかったのに、なぜそうしなかったのが聞きたい。</p>	<p>自分の親なんで、どういう人なのかな。っていう好奇心みたいなのはある。機会があったら会ってみたい。でも、今の自分の本当の父の父といえなくもあるし、自分の親に興味があるだけなので、母と離婚してからどういう生活をしてきたのかとか、どうして母と離婚をしたのかっていう経緯をちょっと知りたくな。って思っているだけなので、別に、今の自分の父と一緒に住みたいとかはまったくない。あ、やっぱり、私のことをどう思っているのかが聞きたい。なんで会いに来なかったのが気になる。母の言う通りに、私たちが捨てたのかかと思ってしまう。</p>
<p>同居親に対する思い</p>	<p>なんか仲のいい友達みたいな感じ。ただ、離婚しているし。面会交流のことは、機嫌を損ねないようにけこう気をつけてきた。</p>	<p>「会いたいときに好きに会っていいだよ」みたいな感じだった。母親が父親を嫌っている態度を見せなかったの、会いやすかった。そうじゃなかったら、どうなっていたか、分からない。うちの母親は、普通に父親の話とかもするし、ありがたかったと思う。</p>	<p>母が「会ってごらん」とか言わない限り、会っていく。今は母も父の父の何をとも思っていないと思うけど、父の話題にならないので、「会いたいな」とは思わずに言っていく。</p>	<p>父の悪口を聞かされるのはつらかったし、そう言われると、「会いたい」とは言えなくなりました。母は会えなかったんだと思うけど、私も覚えていた父の悪口は言わないでほしい。</p>
<p>子どもの意思</p>	<p>僕は自分で自由に連絡が取れて、母の顔色をうかがわなくて済んだので、それがよかった。自由に連絡をとれることが大事だと思う。</p>	<p>うちみたいに、いつ会うとか特に決まなくて、子どもの意思を尊重して子どもが会いたいときに会うっていうのが、子どもにとって楽だし、一番いい形なんじゃないかなと思う。</p>	<p>子どもが会いたいの会えないのはおかしいし、それ以前に、会いたいと思うことさえなかったのがおかしいと思う。父に関する情報が母によって隠されていたので、子どもの意思以前の問題だと思う。今もなんかすっきりしない。</p>	<p>子どもが会いたいと思っているなら、会わせるべきだし、会いたくないと思っているなら、あんまり会わなくていいと思うし、とにかく子どもの意思を尊重するべき。</p>
<p>面会交流を行わない理由</p>	<p>面会交流よりも友人関係を重視したい時期があるので、そのときは無理に面会交流をしないです。</p>	<p>別に会いたいと思わないときはこっちは連絡しないで会わないし、でもときどき向こうから連絡があったり気が配られたら会話し、自然に会うかかったり。</p>	<p>住んでいるところの距離が遠いから会いたくても会えない。</p>	<p>連絡先を母に聞かずに、今さら会いに行くというのもある。そもそも面会交流のイメージがない。どう会えばいいのかわからぬ。</p>
<p>面会交流についての要望</p>	<p>うちの親は本当によくやってくれた。他の親たちに、子どもは自由にいろんな場所に行きたいので、たとえば僕は温泉旅行とか行きたかったの、そういうのを叶えてあげてほしいと思う。行きたいところと連れて行ってあげたり。なんか楽しさを感じ出した方がいいと思う。でも、面会交流よりも友人関係を重視したい時期があるので、そのときは無理に面会交流をしないです。</p>	<p>父親が母親の話を聞いてくれるのすごくよかった。特に理由はなく、ど、なんか答えにくい。</p>	<p>僕世代で、親が離婚している子たちって多いような気がするけど、親が離婚してても面会交流って何？ みたいな。世間にもあまり知られていないと思う。もっと世の中に広めたい方がいい。</p>	<p>面会交流のイメージがない。会うって多いような気がするけど、親が離婚してても面会交流って何？ みたいな。世間にもあまり知られていないと思う。もっと世の中に広めたい方がいい。</p>
<p>相談できる相手／専門的支援の必要性</p>	<p>おばあちゃんに話を聞いてもらって感謝している。やっぱり、親には話せないこともあったんで、</p>	<p>父母の連絡の伝言役になっていて、家の権利を移す重要な書類の連絡とかも、僕を介してやっていた。だから、それはさすがにちょっとな、子どもじゃなくて専門家に頼めよと思った。</p>	<p>会うときの相談をできる場所があったらいいと思う。父を捨ててくれたりとか、連絡してはくれたりとか、そういうことは母に言っていくから。</p>	<p>母が父のことを嫌いなので、会いたくないというのがある。でも、親が離婚してても面会交流って何？ みたいな。世間にもあまり知られていないと思う。もっと世の中に広めたい方がいい。</p>

IV 考察

本研究では、父母の離婚を経験した大学生に対してインタビュー調査を行い、子どもの視点から見た面会交流について検討した。その結果、「面会交流は必要だと思う／別居親とは会うべき」という意見が8割を超えていた。そして、離婚と面会交流の渦中にある子どもを支援する際の主な要点5つが明らかになった。それらは「説明の支援」「自制の支援」「取り決めの支援」「子

どもの意思の尊重」「経済面／生活面の支援」である。

(1) 説明の支援

本研究のインタビュー調査協力者（父母の離婚を経験した大学生）の過半数は、「なんで離婚したのか知りたい（離婚の説明を聞きたい）」「別居親が自分のことをどう思っているのか知りたい」「面会交流の説明を聞きたかった」と思っていた。この結果は、離婚や面会交流を説明することの重要性を示唆している。とりわけ、関係が疎遠な場合、子どもは「父から会いたいと言ってくれたらよかったのに、なぜそうしなかったのか聞きたい」（事例15）「なんで会いに来なかったのか気になっている」（事例1）と、別居親に会えなかった理由の説明を求める気持ちもある。離婚や面会交流の説明については、子どもに対する直接的な支援というより、父母に対する心理教育が必要といえる。父母が離婚や面会交流を子どもにしっかり説明できるように支援しなければならない。場合によっては、支援者が父母の代わりに子どもから説明を求められることもあるだろう。どのような説明が望ましいのかについては、さまざまな状況を踏まえて、今後さらに研究を行う必要がある。

(2) 自製の支援

同様に、インタビュー調査協力者の過半数は、「父母のケンカ」「同居親の愚痴の聞き役」「別居親に関する悪口を聞かされること」が嫌だったという思いを抱いていた。単純に嫌だったという思いを抱いているだけでなく、同居親から愚痴や悪口を聞かされていると、別居親に会いたい気持ちを言いくくなる傾向もうかがえた（たとえば、事例1：父の悪口を聞かされるのはつらかったし、そう言われると、「会いたい」とは言いにくくなった）。したがって、父母がケンカや愚痴や悪口に自制心を持てるように支援しなければならない。これも、子どもに対する直接的な支援というより、父母に対する心理教育に含めるべき内容である。子どもにとっては、父母の衝突（ケンカ・愚痴・悪口）が悩みの種になっており、自分の気持ちを萎縮させるきっかけになっていることが分かる。父母が元配偶者に対する感情のコントロールや元配偶者とのコミュニケーション・スキルを習得することは必須といえる。

(3) 取り決めの支援

「父母に面会交流の取り決めをしてほしい」も過半数を超えていた。法務

省の取り組みは父母に面会交流と養育費の「取り決め」を促すものだが、本研究の結果は法務省の取り組みの方向性を支持しているといえる(過半数を超える子どもが「取り決め」を望んでいる)。興味深いことに、類型別典用例で取り上げた関係良好の2人は、「特に取り決めとかなくても、子どもが会いたいときに会えるのがいい」と、「取り決め」よりも子どもの意思を尊重することについて述べており、逆に、関係疎遠の2人は「ちゃんと面会交流の説明を聞きたかった／面会交流の取り決めはするべき」「ちゃんと面会交流の取り決めをしてほしい」と、父母が面会交流で主導的役割を担う必要性を述べている。この結果に基づくと、面会交流の進め方について、関係が良好であれば子どもの意思を尊重し、関係が疎遠であれば父母が「取り決め」をして主導的役割を担う必要性があるということになるだろう。逆に言えば、関係が良好なときに「取り決め」を四角四面に守ろうとしたり、関係が疎遠なときに子どもの意思を尊重しようとするのは、「子の利益」に反する可能性があると考えられる。

(4) 子どもの意思の尊重

ただし、子どもの意思の尊重に関しては、面会交流の支援者に細やかな対応と配慮が求められる。今回の調査結果によると、「子どもの意思を尊重してほしい」が過半数を超えている一方で、「面会交流には別居親からのアプローチが必要」「同居親が促してくれないと別居親に会いにくい」も過半数を超えていた。これは離婚と面会交流の渦中を経験した子どもの複雑な心の機微を示していると考えられるだけでなく、実際に必要な支援ともいえる。二律背反的だが子どもは面会交流について、自分の意思を尊重してほしい一方で、父母に何とかしてもらいたいのであろう。「子の利益」の考慮とは、こうした子どもの心の機微と真摯に向き合い続ける姿勢を持ち、父母が案配よく取り計らうことを意味すると思われる。

(5) 経済面／生活面の支援

「(経済面で)生活が苦しかった」「家事をやらされて負担だった」という経験も過半数を超えていた。心理面の支援ではないため、本稿では言及するにとどめるが、離婚家庭の貧困問題は切実であり、経済面／生活面の支援は欠かせない。

その他にも、本研究により、離婚と面会交流の渦中にある子どもを支援する際に留意すべき項目が多数明らかになった。分析結果のサブカテゴリー(表3、表5)を参照していただきたい。本研究の結果は、子どもに対する直接的な支援よりも、父母に対する心理教育に比重を置く必要性を強く示唆している。今後の研究において、父母に対する心理教育の中身を具体的に検討することが必要である。

本研究の限界と今後の課題 本研究の限界として、第一に、関東圏の私立大学生に限定された調査である点が挙げられる。ひとり親世帯の子どもの大学進学率は23.9%であり、全世帯の大学進学率53.7%と比較して非常に低い割合にとどまっている(厚生労働省、2015)。したがって、調査対象を大学生以外(中卒、高卒、専門学校卒、その他)に広げなければ、父母の離婚を経験した子どもの正確な実態を把握することはできない。今回の調査対象には、離婚しても私立大学への進学を実現できる比較的裕福なひとり親世帯の子どもしか含まれていないという限界がある。今後の研究においては、幅広い層(学歴、経済状況、居住地域等)を視野に入れて無作為抽出法で調査協力を依頼する必要がある。父母の離婚を経験した人を幅広い層から抽出して調査協力を依頼することは、協議離婚が約90%のわが国では困難を極めるが、今後の研究における重要な課題である。

第二に、離婚後の子どもと別居親の「住居の距離(転居の問題)」を検討できなかった点も今後の研究課題として挙げておきたい。面会交流を継続する上で、子どもと別居親の「住居の距離」は大きな要因といえる。今回の調査でも、面会交流をまったく行っていない事例と面会交流が途中で途絶えた事例において、その理由として「住居の距離」および面会交流にかかる費用や時間の問題が述べられていた。この点について、欧米諸国では、面会交流の実施のために裁判で一定の距離以上の転居を制限する場合もあり(Austin、2012; Parkinson et al.、2016)、今後わが国でも検討課題になることは避けられないだろう。

第三に、父母の養育態度(子どもへの関わり方)の適切性/不適切性を勘案した考察ができなかった。本研究は、子どもの語りのみに基づいて分析が

行われたという限界がある。この点については、父母の養育態度を測定する客観的な尺度を使用して、父母の養育態度の評価を行い、子どもの語りと照合する必要がある。実際、子どもが面会交流を敬遠あるいは拒否していても父母の養育態度は適切な場合や、逆に、子どもが面会交流を望んでいても父母の養育態度は不適切な場合など、さまざまな状況が想定される。父母の養育態度の適切性は監護評価や養育計画作成における中心的な検討課題となるため、あらためて調査する必要があるだろう。

謝辞

本研究は、公益財団法人前川財団 2014 年度家庭教育研究助成と大正大学平成 27 年度学術研究助成を受けている。

参考文献

- 青木聡 (2017) : 父母の離婚を経験した子どもが語る面会交流 (1) ~統計解析の結果から~. 大正大学カウンセリング研究所紀要 (印刷中).
- Austin, W. G. (2012) : Relocation, Research, and Child Custody Disputes. In Kuehnle, K. & Drozd, L. (Eds.) : *Parenting Plan Evaluations -Applied Research for the Family Courts-*. 540-559. Oxford University Press.
- 法務省 (2016) : 「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q & A」について. http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.htm (2016 年 11 月 7 日閲覧)
- 厚生労働省 (2015) : ひとり親家庭等の現状について. <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf> (2016 年 11 月 7 日閲覧)
- Kuckartz, U. (2014) : *Qualitative Text Analysis*. Sage.
- Parkinson, P., Taylor, N., Cashmore, J., & Austin, W. G. (2016) : Relocation, Research, and Child Custody Disputes. In Drozd., L., Saini, M., & Olesen, N. (Eds.) : *Parenting Plan Evaluations second edition -Applied Research for the Family Courts-*. 431-459. Oxford University Press.
- 週刊金曜日公式サイト (2016) : ジェンダー情報. 2016 年 9 月 2 日.

http://www.kinyobi.co.jp/event/20160902_002102.php (2016 年 11 月 7 日閲覧)